

第1回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和5年9月25日（月）午後1時30分から南越前町役場別館2階第1会議室において、第1回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

<報告事項>

- 報告第1号 農地改良届について

出席委員 8名		欠席委員 2名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	加藤 幹雄	1	
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
4	岩端 猛志	4	
5	井上 昇	5	
6		6	堀井 武司
7		7	石山 清孝
8	井上 重治	8	
9	小不動勝史	9	
10	神戸 一喜	10	
事務局長	初一 剛		
書記	用田 さおり		

議事録署名委員

4番 岩端 猛志 ㊟

5番 井上 昇 ㊟

<b>【開会】 午後1時30分</b>	
事務局長	<p>皆さまお集まりですので、ただ今から第1回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、堀井委員、石山委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。開会にあたりまして、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<b>【会長あいさつ】</b>	
山内会長 ※以下議長	<p>皆さま、本日はご出席くださりありがとうございます。</p> <p>本日の総会は、新体制で初めての会議となります。慎重審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
<b>【議事録署名委員の指名】</b>	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、4番 岩端委員と5番 井上委員をお願いしたいと思います。次回、総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を山内会長お願いいたします。</p>
<b>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】</b>	
議長	<p>これより本日の総会に入ります。本日は、第1回目の総会ということで、今後の資料を保存できるよう事務局からドッチファイルをいただいておりますので、ご利用ください。</p> <p>会議が、スムーズに進行できるようご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>審議に入る前に農業委員会で取り扱う農地法第3条4条5条の申請について簡単にご説明させていただきます。</p> <p>3条は、Aさんが所有する農地をBさんの所有にするという申請行為です。(農地はそのままですが所有者が変わること)</p> <p>4条は、所有する農地を農地以外のものにする申請行為です。(所有者はそのままですが、農地以外にする例えば住宅等建物を建てる駐車場にするなど)</p> <p>5条は、Aさんが所有する農地をBさんの所有にして、Bさんがその農地を農地以外のものにする(所有者も変わり、農地も農地以外に変わる)申請行為です。</p> <p>それでは、審議事項に入ります。議案第1号は、農地法第3条の許可申請です。議案書1ページをお開きください。</p> <p>譲渡人は金沢市にお住まいの●●さんで、譲受人は湯尾のお住まいの●●さんです。申請地は湯尾●●の田 109㎡ほか2筆で、面積合計332.93㎡になります。譲受後の●●さんの経営面積も332.93㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の1ページ赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。資料2ページは現地確認の様子です。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、農地を取得する場合は、これまで下限面積が設定されておりましたが、(下限面積の設定というのは、農地を取得する際、農地を取得する方本人が所有する農地が南条は30アール、今庄は20アール、河野は10アールがないと取得することができませんでした。この下限面積の設定が、令和5年3月31日をもって廃止されました。ただし、許可するための要件があ</p>

	<p>ります。①農地のすべてを効率的に利用すること②必要な農作業に常時従事すること③周辺の農地利用に支障がないこと。この今言いました3つの要件を守る必要があります。譲受人の●●さんの父である●●さんがもともとこの農地を畑として耕作していて、○●●さんも会社が休みの土日等は、お手伝いをしているということですので、この要件は満たせると考えられます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を加藤委員さんお願いします。</p>
加藤委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>9月14日に今村委員と事務局長、事務局、私の4人で現地確認を行ってまいりました。金沢市にお住まいの●●さんが、毎日湯尾まで耕作をするために通うことは難しいですし、今までも●●さんが、この農地を●●さんからお借りして耕作しているということですので、今回の3条申請によります許可は、問題ないと判断できます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問ありの場合)</p> <p>他に質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p>
<p><b>【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】</b></p>	
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>議案書は、2ページご覧ください。</p> <p>譲渡人は神奈川県川崎市にお住いの●●さんで譲受人は福井市の●●さんです。申請地は東大道●●の田、面積 93 m<sup>2</sup>で、車庫1棟を建築し分譲販売したいというものでございます。</p> <p>位置につきましては、資料の3ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。4ページは現地確認の様子です。</p> <p>転用にあたり、北と東側は住宅等敷地、西側は道路、南側が田となっております。取水は上水道を利用し、排水雨水は道路側溝に放流します。隣接農地等への被害防除策としてU字溝を設置し、ガス、湧水、粉じん、捨石、鉦煙等による被害の恐れもありません。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。5ページをご覧ください。</p> <p>農地を転用するとき許可基準が設けられており、立地基準と一般基準のどちらの許可基準も満たさなければ許可することができません。まずは左側立地基準についてですが、農地の区分(A)～(E)のように分けられており、許可できる農地と許可できない農地があります。今回の申請箇所を照らし合わせると(D)第3種農地の要件のア②概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療機関、その他公共施設が存在する。(役場や学校、保育園等が近</p>

	<p>くにあります) 区域であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地につきましては、転用が原則許可できることとなっておりますので、立地基準はクリアしました。続いて、一般基準ですが、こちらは土地を効率的に利用するのどうかを判断します。資料5ページ右側をご覧ください。抜粋させていただきますと、申請に係る用途に供することが確実に認められない。とか周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれがあるなどですが、今回の申請において、該当するものはございませんので、一般基準においてもクリアできました。</p> <p>以上のことから立地基準・一般基準の両方の基準を満たしています。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を今村委員さんをお願いします。</p>
今村委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>9月14日に先ほど同様に4人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>申請地の北側は宅地、東側はペンション、南側は田です。今現在は、畑として使用しておりますが、隣接農地の耕作者や安全面の配慮など、問題ないと判断いたします。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問ありの場合)</p> <p>他に質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第2号に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。</p>
<b>【議案第3号 南越前町農用地利用集積計画の決定について】</b>	
議長	<p>次に、議案第3号「南越前町農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。ご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画というのは、所有者が耕作者にこの農地を貸しますと、1筆ごとに利用権を設定し契約を結ぶことで、その契約内容を農業委員会へ報告し、許可決定をいただくというものです。許可決定後は、速やかに公告しなければならないこととなっております。</p> <p>利用権設定日は令和5年10月1日です。</p> <p>資料の7ページをご覧ください、新規で設定される農地の面積は10,270㎡、貸し手は1名で借り手は1名、筆数は全部で4筆です。8ページは契約に関する詳細な情報になります。令和5年9月26日が公告予定日です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問ありの場合)</p> <p>他に質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p>

	<p>議案第 3 号に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたします。</p>
<b>【報告第 1 号 農地改良届について】</b>	
議長	<p>次に、報告第 1 号「農地改良届について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地改良届についてですが、農地の保全もしくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為です。具体的には、農地の埋め立てをして、田から畑に転換したり、農地の排水機能や土質を改善するため、上質の土を入れて改良することをいい、3 条 4 条 5 条のように許認可の手続きではなく、農業委員会に届け出してもらうものです。</p> <p>では、議案書 4 ページをご覧ください。</p> <p>届出人は県の●●で、申請地は荒井●●他 4 筆の畑、合計面積 2,203 ㎡です。二ッ屋導水施設における堆積土砂浚渫土をこちらへ運び入れ、農地が嵩上げされたため、農地改良届を提出し、報告するというものです。資料の 9 ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地になります。11 ページは全体図になり、9 ページと地図が違っているのは、11 ページは計画全体図になるのですが、9 ページは、そこから田や畑といった農業委員会へ関係する箇所のみをぬきだしています。10 ページは、現地の様子です。</p> <p>農地法第 4 条や農地法施行規則第 29 条にて県や市町村が災害復旧のため農地を農地以外のものにするための農業委員会の許可は必要ありませんが、農地の形状が変わるということで農業委員会へ農地改良届の届出を求めるものとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。この件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、報告第 1 号は承認されました。</p>
<b>【その他】</b>	
事務局	<p>はい。本日は、初めてのご審議ありがとうございました。事務局から 4 点連絡させていただきます。</p> <p>まず 1 点目ですが、8 月 1 日研修会でも少しお話をさせていただきました、農地パトロールについて説明をさせていただきます。</p> <p>調査の方法ですが、前回の総会でお配りした地図の黄色の農地を確認していただき、耕作していれば、地図上に×を耕作していなければそのまま黄色(遊休農地)としておいてください。</p> <p>パトロールの期間は、次回 11 月の農業委員会までとさせていただきますので、担当地区の農業委員さんと推進委員さんで調整をしてパトロールにあたっていただきたいと思います。該当する農地があれば、事務局の方へ写真などをつけていただいて、ご報告ください。また、打ち合わせやパトロールを行った日にち、時間等は前回の研修会でお配りした紫色の冊子「農業委員会活動記録セット」の記録簿に忘れずに記入をしていただきますようお願いいたします。紫色冊子にある記録簿の提出についてですが、次回 11 月農業委員会に提出を依頼します。8 月から行った活動を漏れがないように記入して提出してください。10 分程度の農地の相談事なども記入して報告をお願いします。書き方など不明な点があればお問</p>

	<p>合せてください。</p> <p>2点目になりますが、福井県農業委員会大会が11月13日(月)に開催される予定です。県から正式な案内が届き次第、ご通知して出欠のお返事をお願いいたします。役場から公用車でまわって行く予定ですので、ぜひ出席いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>それから丹南地区の農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会が10月31日(火)に開催されます。丹南地区の事務局は持ち回りで、令和5・6年南越前町が事務局となっております。南条保健センターが研修会会場になります。こちらも後日案内をお送りしますので、出席いただきますようお願いいたします。</p> <p>3点目、農業新聞の購読について再度お願いします。8月1日にパンフレットや申込書等お配りしているのですが、確認していただき、ぜひ購読申込をお願いします。</p> <p>最後になりますが、12ページをご覧ください。これから研修会・会議等に参加しますと、地域計画という言葉をよく耳にすることと思います。令和7年3月末までに、集落毎に地域計画を策定しなければなりません。地域計画とは、10年後の農地について、どのようにしていくのかを話し合いして未来の設計図を作る計画です。南条と今庄の農家組合長会議にて、少しお話をいただき、南条地区を先行してアンケートをとっております。9月中にその集計結果と現況の耕作者毎の地図を基に、集落毎に話し合いをしていきます。その話し合いの一員として農業委員会委員の皆様にも参加をお願いいたします。12月には今庄河野の農家組合長会でアンケートをお願いしていきたいと思っており、そのアンケートを集計して話し合いへと入っていく予定です。話し合いは、集落毎に農家組合長さんと相談しながら、進めていきたいと思っておりますので、農業委員会としてご協力をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
神戸委員	農地パトロールについて、いただいていた地図上に印をつければいいのですか？写真をつけなければいけないのか？
事務局	写真は撮れなくてもかまいません。
神戸委員	写真をもっていけば、役場で読み取りしてくれますか？
事務局	事務局で保存させていただきます。配った地図を使わなくても、みなさんのやり方でいいですので、よろしくお願いいたします。
井上委員	11月は何日に何時から福井県農業委員会大会がありますか？
事務局	まだ案内がありませんが、11月13日です。お昼からだと思います。
井上委員	会場は
事務局	去年は、ユアアイふくいで行いました。
会長	今年は、越前市文化センターと聞いております。
岩端委員	地域計画について、どういう風になるのか。農業委員会はどうか。
事務局	農家組合長から、農業委員へ来てほしいと言われると思います。
事務局長	こちらからも集落に働きかけます。農業委員さんも間に入って話してねと仕掛けます。これは、以前あったやつで、人農地プランというやつを、地域計画に変えていくという流れで、人農地プランのときには、地域集積協力金が出て話しやすかったのですが。
岩端委員	資料の地図のように集約させればやりやすいのだけど。
事務局	地域計画では、この集約を求められています。
事務局長	基本的には、農業委員へ状況提供して、なるべく参加してくださいとお願いします。農業

	委員へ丸投げするのではなく、役場が入って、農業委員さんにも側面的に話し合いの中に入れてもらうというやり方にしますので。
事務局長	鹿蒜地区は、災害復旧でどういう風に農地の形状が変わるかわからないところに計画作れというのは、ちょっと難しいところもありますね。
会長	地域計画では、ここは、もう耕作ができない、ここは計画から外すという計画でもいいみたいです。
井上委員	地域を守りたいがもう限界に来ていて、これから10年耕作できないところも何集落かはある。
会長	これは、もう日本中の問題ですね。
事務局長	ここでは、本音の部分でいろいろな話をして、農業委員会のお仕事よろしくお願ひいたします。
議長	ありがとうございました。これらのことについて、何か質問はございませんか。 (質問ありの場合) 他に質問はございませんか。 無いようでしたら、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。
<b>【次回農業委員会開催日について】</b>	
事務局長	次回農業委員会の日程でございますが、11月を予定しており、事務局案といたしましては11月24日(金)午後1時30分から ということよろしいでしょうか。  (意見なし) それでは、次回は11月24日(金)午後1時30分から、この部屋、役場別館第1会議室で開催させていただきたいと思ひます。次回の開催通知、農地の現地調査の日程については、改めて通知をさせていただきます。 以上をもちまして、第1回南越前町農業委員会総会を終了いたします。 閉会にあたりまして、小不動会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。
小不動 会長職務代理者	あいさつ 本日は、ありがとうございました。
<b>【閉会】 午後2時20分</b>	